

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		三の倉市民の里の利用の許可		
根拠例規及び条項		多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第3号)第8条第1項		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例第10条		
	基 準	<p>条例第8条第1項に定めるところによる。</p> <p>指定管理者は、次に該当する場合は、許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等をき損又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他市民の里の管理上支障があるとき。</p>		
	設定年月日	平成元年3月30日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～7日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	<p>経由機関 日(機関名)</p> <p>協議機関 日(機関名)</p> <p>処分機関 3～7日</p>		
	設定年月日	平成元年3月30日	最終変更年月日	
備 考				